赤平市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号。以下「法」という。）第１１条及び第１１条の２に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧（以下「閲覧」という。）に関する事務についての取扱いを定め，適切な事務処理を図ることにより，市民の個人情報を保護することを目的とする。

（閲覧に供する書類）

第２条　閲覧に供する書類は，法第１１条第１項に規定する住民基本台帳の一部の写し（以下「閲覧台帳」という。）とする。

２　閲覧台帳は，住民基本台帳に基づき住所，氏名，生年月日及び性別として作成するものとする。

３　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成１３年法律第３１号）又はストーカー行為等の規制等に関する法律（平成１２年法律第８１号）の被害者のうち，支援措置を行っている者については，閲覧台帳から除外する。ただし，国又は地方公共団体の機関による閲覧の場合においては，特に必要である旨請求された場合はこの限りでない。

（閲覧の日時及び場所）

第３条　閲覧のできる日時は，次に掲げる日を除く日の午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時３０分までとする。

⑴　赤平市の休日を定める条例（平成３年条例第１４号）第１条第１項各号に掲げる日

⑵　その他市長が閲覧に適さないと認める日

２　閲覧をすることができる場所は，市民生活課内の指定する場所とする。

（閲覧の予約）

第４条　閲覧に当たっては，原則として閲覧を希望する日の７日以上前までに，電話又は来庁により予約しなければならない。

２　閲覧の予約は，閲覧を希望する日の１月前から受け付けるものとする。

（国又は地方公共団体の機関による閲覧の請求）

第５条　法第１１条第１項に規定する国又は地方公共団体の機関による閲覧は，住民基本台帳閲覧請求文書（様式第１号。犯罪捜査その他特別の事情により請求事由を明らかにすることが困難な場合にあっては様式第２号。以下「請求書」という。）又はこれに準ずる公文書により請求するものとする。

２　前項に規定する申請書のほか，市長が認めた書類の提出を求めることができる。

（個人又は法人による閲覧の申出）

第６条　法第１１条の２第１項に規定する個人又は法人による閲覧（以下「閲覧　　の申出」という。）は，次に掲げる書類により申し出るものとする。

⑴　住民基本台帳閲覧申出書（様式第３号）

⑵　誓約書（様式第４号）

⑶　閲覧の申出を行う者（以下「申出者」という。）が法人の場合は法人格を有することを証する書面（申出の日から３か月以内に発行したものに限る。）又はその写し

⑷　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２０条に規定する安全管理措置義務を果たしていることを証する資料

⑸　法第１１条の２第１項第１号に規定する調査研究のための閲覧にあっては調査要綱等その概要の分かる資料

⑹　前各号に掲げるもののほか，市長が特に必要と認めるもの

（申出の審査）

第７条　市長は，閲覧の申出について，法第１１条の２第１項各号及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧についての公益性の判断に関する基準（平成１８年総務省告示第４９５号。以下「公益性告示」という。）及びこの要綱の規定により審査するものとする。

２　法第１１条の２第１項第３号に規定する市長が定めるものは次のとおりとする。

⑴　集合住宅の管理組合が管理業務を行うために当該集合住宅の居住者を確認する必要があって他に手段がない場合

⑵　郵便物が誤配される等の理由により自らの住所に無断で住所を置いている者がいないか確認する場合

⑶　その他営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち市長が相当と認める場合

（閲覧の拒否）

第８条　市長は，次に該当する場合は，閲覧を拒否することができる。

⑴　閲覧の請求及び申出が相当であると認められない場合

⑵　閲覧の請求及び申出に不備がある場合

⑶　閲覧台帳の閲覧を行う者（以下「閲覧者」という。）の本人確認が行えない場

　合

⑷　過去において第１１条に規定する遵守事項に違反した場合

⑸　その他，市長が当該請求又は申出を拒否するに足りる相当な理由があると認める場合

（通知）

第９条　市長は，申出者に対し，当該閲覧の申出に係る審査の結果を住民基本台　　帳閲覧決定通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（閲覧者の本人確認）

第１０条　閲覧者は，閲覧を行う際に，次に掲げる書類を提示しなければならない。

⑴　法第１１条に基づく閲覧者にあっては，原則として国又は地方公共団の職員証（本人の顔写真が貼付されたもの）及び運転免許証等

⑵　法第１１条の２に基づく閲覧者にあっては次に掲げるいずれかの書類

ア　個人番号カード又は旅券，運転免許証その他官公署が発行した免許証，許可証若しくは資格証明証等（本人の顔写真が貼付されたものに限る。以下「本人確認証明書」という。）

ィ　郵便その他市長が適当と認める方法により当該閲覧者に文書で照会した回答書（様式第６号）

ウ　その他市長が適当と認める書類

（閲覧者の遵守事項）

第１１条　閲覧者は，閲覧に際し，次の事項を遵守しなければならない。

⑴　閲覧の請求をした対象範囲を超えて閲覧をしないこと。

⑵　閲覧台帳を書き写すときは，閲覧台帳の一部の抜き取り，汚損，毀損又は加筆をしないこと。

⑶　他の名簿等を持ち込み，閲覧台帳と照合する等の行為をしないこと。

⑷　閲覧場所でのカメラ，複写機，録音機等の使用はしないこと。

⑸　プライバシーの侵害，差別行為等の不当な目的で閲覧しないこと。

⑹　前各号に掲げるもののほか，係員の指示に従うこと。

（閲覧の中止等）

第１２条　市長は，閲覧者が前条の遵守事項を守らないときは，直ちに閲覧を中止させることができる。

２　閲覧者が閲覧用台帳を機器等により撮影又は複写しようとしていることを発見したときは，直ちに閲覧を中止させるとともに，それまでに転記していたものを回収し，及び機器等に撮影又は複写したデータを削除させる等の措置を講ずるものする。

（閲覧手数料）

第１３条　閲覧に係る手数料は，赤平市手数料条例（平成１２年条例第２号）に定めるところにより徴収するものとする。

（公表）

第１４条　市長は，閲覧状況について，毎年１回，法第１１条第３項及び第１１条の２第１２項の規定による公表を行うものとする。

２　前項に規定する公表は，赤平市公告式条例（昭和２５年条例第３号）第２条第２項に規定する掲示場へ掲示するほか，赤平市ホームページに公表するものとする。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この要綱は，平成２９年１月１日から施行する。